

ワーキングペーパーリスト

- No.143 伊藤健宏・迫一光：公的介護制度と年金制度への財源配分に関する考察
～介護を考慮した世代重複モデルからの示唆～
(2020年3月12日)
- No.144 Tee Kian Heng・北上市商工部商業観光課：北上市産業連関表の作成及び夏油高原スキー場による北上市への経済波及効果
(2020年3月19日)
- No.145 三須田善暢：翻刻 有賀喜左衛門ドイツ社会学関係ノート
(2020年4月6日)
- No.146 高嶋裕一：人間的自由と確率 ——産的実践における確率の意義に注目して——
(2020年4月13日)
- No.147 三須田善暢・長谷部弘・泉桂子：日本村落研究学会東北地区研究会ミニシンポジウム
報告「あらためて中村克治を読む—煙山調査を中心に—」 (2020年8月5日)
- No.148 細谷昂・三須田善暢・矢野晋吾・高田知和・牧野修也・福田恵：細谷昂先生に聞く：
戦後日本農村社会学者への聞き取り資料
(2020年12月25日)

●入会案内

本会は、総合政策に関わる研究、発表及びその他研究支援活動を目的とする学会です。

本会には、普通会员・名誉会員以外に以下の会員資格があります。入会、退会にあたっては、総合政策学会庶務担当理事までお問い合わせください。

(特別会員) 理事会が特に入会を承認する者

(購読会員) 岩手県立大学総合政策学部の学生で理事会が入会を承認する者

会員には、学会誌（広く行政・社会、経営・経済、政策科学、地域政策、環境政策、異文化交流などに関する論文等を掲載）を送付するとともに、原稿の投稿を受付けております。原稿の種類は、原著論文、研究ノート、調査報告、書評、資料紹介、判例評釈、短報、翻訳などです。このうち原著論文については査読が行われます（その他は必要に応じて編集委員会が掲載可否を判断）。

会費は以下のとおりです。本会の会計年度は、毎年4月1日～翌年3月末日です。

普通会员・特別会員 2,000円

購読会員 1,000円

●会費納入方法

○学外の方（特別会員）

以下のどちらかの方法をご利用ください（お振込はご本人のお名前です）。郵送料・振込手数料はご本人の負担とさせていただきますのでご了承ください。

1) 以下の住所まで現金書留で郵送

〒020-0693 岩手県滝沢市菓子 152-52

岩手県立大学総合政策学部 総合政策学会事務局 宛て

2) 以下の口座に振込後、電子メール(yuri_k@ipu-office.iwate-pu.ac.jp) または電話で振込日をご一報ください。

銀行口座：岩手銀行 菓子支店 店番 105 普通口座 1114117

口座名義：岩手県立大学総合政策学会 理事長 高嶋裕一

○学内の方（普通会员・購読会員）

総合政策学部棟2F図書資料室、総合政策学会事務局まで直接納入ください。

●機関リポジトリについて

本誌に掲載される論文等については、岩手県立大学機関リポジトリ (<https://ipu.repo.nii.ac.jp/>)でもご覧いただけます。

お問い合わせ先：総合政策学会事務局

TEL: 019-694-2707

e-mail: yuri_k@ipu-office.iwate-pu.ac.jp

岩手県立大学総合政策学会会則

(名 称)

第1条 本会は、岩手県立大学総合政策学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、岩手県立大学総合政策学部におく。

(目 的)

第3条 本会は、総合政策に関わる研究、発表及びその他研究支援活動を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学会誌及びその他の印刷物の刊行
- (2) 学術大会、研究会及び講演会等の開催
- (3) その他、理事会が本会の目的を達成するため必要と認める事業

(会 員)

第5条 本会は、次に掲げる者をもってその会員とする。

- (1) 普通会员 岩手県立大学の常勤教職員及び岩手県立大学大学院総合政策研究科に在籍する学生で理事会の承認を受けた者
 - (2) 特別会員 普通会员であった者及び本会の趣旨に賛同する者で理事会が特に入会を承認した者
 - (3) 購読会員 学会誌購読を希望する者で理事会が承認した者
 - (4) 名誉会員 総合政策に関わる研究に特段の寄与をしたとして理事会が推薦し、総会がこれを承認した者
- ② 普通会员及び特別会員となろうとする者は、入会を理事会に申し込まなければならない。
- ③ 会員は次の場合に退会する。
- (1) 会員が退会する旨を理事会に申し出、承認を受けたとき。
 - (2) 普通会员がその資格を失ったときで、当該年度が終了したとき。
 - (3) 会員が、会費を2年度分滞納したときで、理事会がその者の退会を決定したとき。
 - (4) 会員が、本会の信用を毀損する等、会員として不相当な行為をしたときで、理事会がその者の退会を決定したとき。
 - (5) 会員の死亡。

(会 費)

第6条 会員は、名誉会員を除いて、総会が議決し附則に定める会費を納めなければならない。

(学会誌)

第7条 会員には学会誌を配付する。

② 会員（購読会員除く。）は、学会誌に投稿することができる。

(役 員)

第8条 本会には、次に掲げる役員をおく。

(1) 理事長 1 名

(2) 理事 若干名

(3) 監事 2 名

(理事長)

第9条 理事長は、総合政策学部長が就任する。理事及び監事は、理事長の提案により総会が選任する。

(任期)

第10条 本会役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任の役員が選任されないまま任期が満了した役員は、新たに役員が選任されるまで引き続きその職務を行う。

(任務)

第11条 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。

② 理事は、理事会を組織し、総務、会計及びその他の会務を執行する。なお、次項の編集委員長は理事とする。

③ 理事会は、編集委員を選任し、編集委員は、編集委員会を組織する。なお、編集委員会の規則は、別に定める。

④ 監事は、会計監査を行う。

(総会)

第12条 理事長は、毎年、少なくとも1回普通会員から構成される総会を招集しなければならない。

② 理事長は、必要があると認めるときに臨時総会を招集することができる。

③ 総会の議長は、理事長が務める。

④ 総会の議決は、出席者の過半数の同意による。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第15条 本会則は、普通会員の過半数の同意がなければ改正することができない。

(解散)

第16条 本会は、普通会員の4分の3以上の同意がなければ解散することができない。

(運営)

第17条 本会の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮って決定する。

附 則

① 本会則は、1998（平成10）年10月7日から施行する。

② 普通会員・特別会員の年会費は2,000円とし、購読会員の年会費は1,000円とする。

- ③ 初年度の役員の任期は、第10条にかかわらず、2000（平成12）年3月31日までとする。
- ④ 最初の事業年度の始期は、第14条にかかわらず、本会設立の日とする。

附 則（1999（平成11）年12月15日改正）

本会則は、1999（平成11）年12月15日から施行する。

附 則（2000（平成12）年5月17日改正）

本会則は、2000（平成12）年5月17日から施行する。

附 則（2001（平成13）年5月16日改正）

本会則は、2001（平成13）年5月16日から施行する。

附 則（2007（平成19）年6月20日改正）

本会則は、2007（平成19）年6月20日から施行する。

附 則（2014（平成26）年1月28日改正）

本規程による附則（1998（平成10）年10月7日施行）第2項の改正は、2014（平成26年）年4月1日から施行する。ただし、改正日以前に生じた会費についてはなお従前の例による。

附 則（2014（平成26）年6月18日改正）

本規程（2014（平成26）年6月18日改正による）により改正された第5条及び第7条2項は、改正の日より施行する。ただし、改正日時点で会員である者の資格に影響を及ぼさない。

『総合政策』投稿規程

2021年度から『総合政策』の投稿規程が大幅に改正されます。第23巻に投稿を予定されている方はご注意ください。

2021年度の『総合政策』の投稿規程については、下記の URL の岩手県立大学総合政策学会ホームページ内に掲載します。

http://www-poly.iwate-pu.ac.jp/sogoseisaku_gakkai/

編集後記

コロナ元年（2020年）から1年経とうとしています。新しい生活様式を模索しなければならないのかもしれませんが、なかなか納得できるものができません。しかし、今後も模索し続けることが必要です。早く、子供たちが思いっきり遊び回れるような環境になって欲しいのですが難しいことでしょうか。個人的には、研究に際しては、国内国外の研究集会に足を運ぶというのが昨年度までのスタイルだったのですが、コロナ禍の下では、出張を控えざるを得ず、新しい研究様式を模索しているところです。『総合政策』の編集に関していえば、コロナ禍で投稿件数が減ることを危惧していたのですが、リモート授業で教員が研究室にこもる時間が増えたためなのかどうか、思いの外、投稿原稿が集まり安堵したところです。ところで、現行の投稿規程における問題点がいくつか浮かび上がってきましたので、早急に改善すべく編集委員会一同で鋭意作業中であることを付記しておきます。まあ、何はともかく、『総合政策』の編集作業のスタイルにせよ、あるいは、生活一般における作業のスタイルにせよ、新年度はコロナ禍を奇貨として、なるべく良い方向に生活スタイルをチェンジしていきたいものだと思っている今日この頃です。（NM）